

議 第 113 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正について

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ア中「13, 647 ヘクタール」を「13, 829 ヘクタール」に改め、同号イ中「689, 400 人」を「670, 900 人」に改め、同号ウ中「362, 600 立方メートル」を「349, 700 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市公共下水道全体計画の見直しに伴い、下水道事業の排水区域等を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）

新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（経営の基本） 第2条 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業等の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1）水道事業 【略】 （2）工業用水道事業 【略】 （3）下水道事業 ア 排水区域は、本市の区域内のうち<u>13,829ヘクタール</u>とする。	（経営の基本） 第2条 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業等の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1）水道事業 【略】 （2）工業用水道事業 【略】 （3）下水道事業 ア 排水区域は、本市の区域内のうち<u>13,647ヘクタール</u>とする。	●熊本市公共下水道基本計画の見直しに伴い、下水道事業の排水区域等を変更するため、改正を行う。 ・本条例改正に係る主な見直し点 1 排水区域の変更（182ha増） 2 排水人口及び1日最大処理能力の変更（18,500人減、12,900m³減） ●以下の3つの要因により、計画区域が増加した。（計182haの増） （1）農業集落排水を下水道に統合（154 ha増） 植木地区（66ha）+城南地区（88ha） （2）新たに市街化区域に編入した地域（植木町岩野）分（4ha増） 市街化区域等内においては、道路、公園とともに、下水道に関する都市計画を必ず定めるべきものとされている（都市計画法第13条第1項第11号参照）。 （3）区域外接続（24ha増） 計画区域外の地域における開発行為等に伴い、熊本市公共下水道へ接続した区域を追加するものの。

改正後（案）	現行	備考
イ 排水人口は、<u>670,900人</u>とする。 ウ 1日最大処理能力は、<u>349,700立方メートル</u>とする。 第3条～第7条 【略】 附 則 【略】 別表（第2条関係）【略】	イ 排水人口は、<u>689,400人</u>とする。 ウ 1日最大処理能力は、<u>362,600立方メートル</u>とする。 第3条～第7条 【略】 附 則 【略】 別表（第2条関係）【略】	●熊本市人口ビジョン（現状維持ベース）の将来推計人口を採用したことに伴う 計画排水人口の改正を行うもの。 ●計画排水人口の変動に伴い1日最大処理能力を改正するもの。 ※数値基準については市内8か所の各処理区毎に100の位で切り上げた数字を記載する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○ 条例の概要

地方公営企業法第4条において、地方公営企業の経営の基本に関する事項について条例で定めるとされている。

本市においては、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置目的、排水区域及び排水人口など、地方公営企業の経営に関する基本的な事項を「熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に定めている。

地方公営企業法

第4条（地方公営企業の設置）

地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

○ 改正理由と改正内容

令和5年（2023年）3月の公共下水道事業全体計画の変更に伴い、下水道事業の排水区域（面積）、排水人口及び1日最大処理能力を次のとおり改める。

（1）水道事業
変更なし

（2）工業用水道事業
変更なし

（3）下水道事業

ア 排水区域	13,647 ha	⇒	13,829 ha
イ 排水人口	689,400 人	⇒	670,900 人
ウ 1日最大処理能力	362,600 m ³	⇒	349,700 m ³

○ 全体計画の変更の経緯（前回の条例改定以降について）

令和 3年度 地元説明会

令和 4年5月 都市計画法に基づく縦覧

令和 4年7月 都市計画審議会に付議

令和 5年3月 全体計画の変更

○ 施行日

公布の日

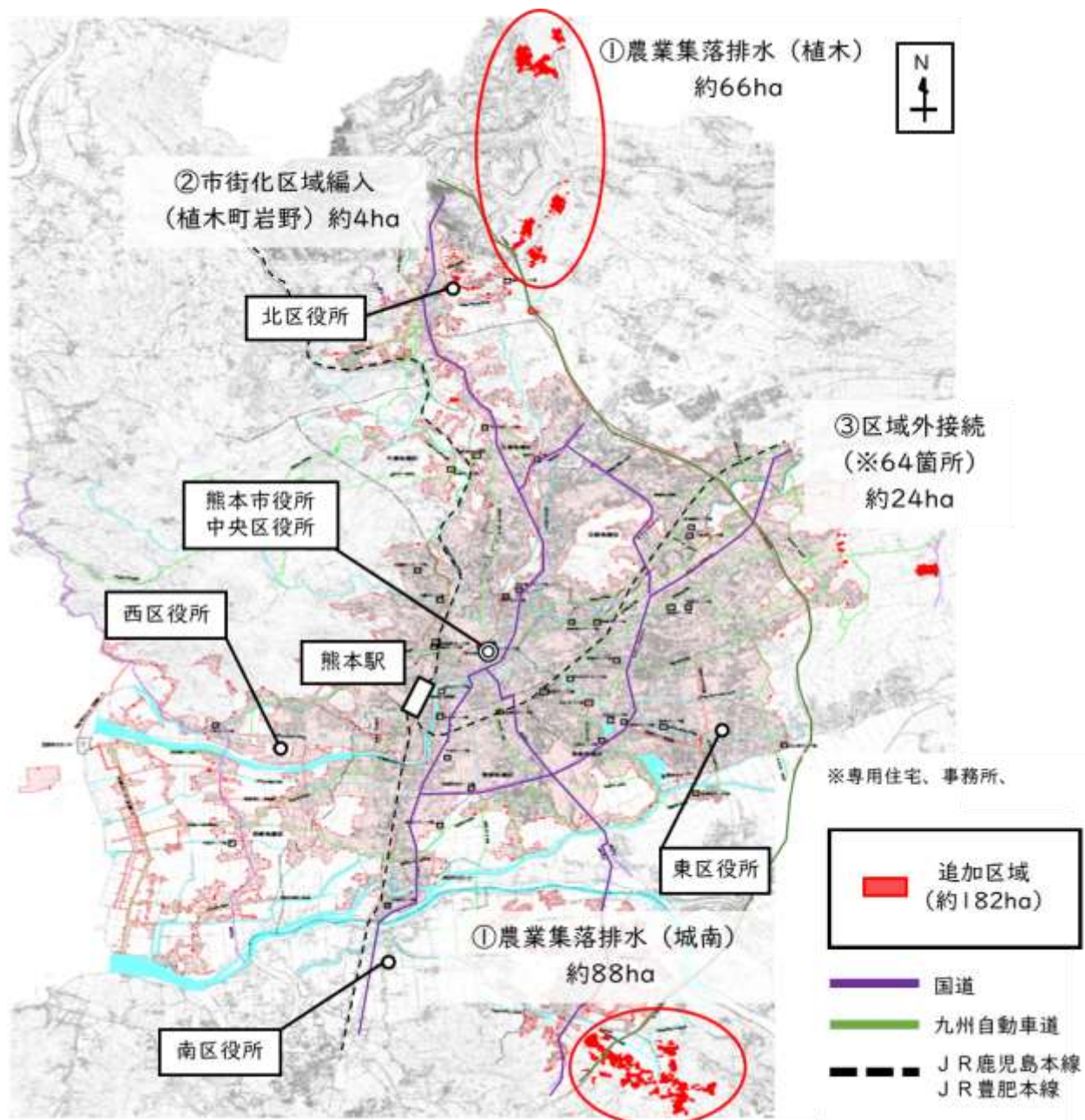


図. 主な全体計画見直し区域

○全体計画の変更の内容

1. 計画区域の追加

- ① 農業集落排水区域追加：1 5 4 ha
- ② 市街化区域編入：4 ha
- ③ 区域外接続：2 4 ha

2. 人口トレンド見直しによる計画人口の変更

3. 農業集落排水の統合や計画人口の変更に伴う計画汚水量の変更